

伊勢市公報

第428号
令和5年9月5日
火曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則及び伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則	28
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程	31
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	37
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	39
公 告	
○ 不動産等の最高価申込者決定の公告	41
○ 公示送達	43
○ 公示送達	44

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第53号

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員服制規則（平成17年伊勢市規則第168号）の一部を次のように改正する。

別表1の表帽の部地質の項を次のように改める。

色	黒
---	---

別表1の表帽の部き章の項中「地台は地質と同じ」を「台地は、黒とする」に改め、同部製式の項中「黒色革製」を「黒色」に、「あごひもをつける」を「あごひもを付ける」に、「つけた」を「付けた」に、「とめる」を「留める」に改め、「夏は、白色の覆いをつけることができる。」を削り、同部周章の項中「黒色ななこべり」を「黒色ななこ織」に、「つける」を「付ける」に改め、同表略帽の部地質の項を次のように改める。

色	青
---	---

別表1の表略帽の部製式の項中「前ひさしは地質と同じものとし、その」を「前ひさしの」に改め、同表甲種衣の部地質の項中「地質」を「色」に改め、同部製式の款前面の項中「つけた」を「付けた」に、「一行につける」を「1行に付ける」に、「ポケットをつけ」を「ポケットを付け」に、「ふたをつける」を「蓋を付ける」に改め、同款後面の項中「すそ」を「裾」に改め、同部襟章の項を削り、同表ズボンの部地質の項中「地質」を「色」に改め、同部製式の項中「つける」を「付ける」に改め、同表盛夏上衣の部地質の項及び製式の項を次のように改める。

色	淡青
製式	シャツカラーの長袖又は半袖とする。 淡青色又はその類似色のボタンを1行に付ける。

	形状は、図のとおりとする。
--	---------------

別表1の表盛夏ズボンの部地質の項中「地質」を「色」に改め、同部製式の項中「ポケットをつけ」を「ポケットを付け」に、「ふたをつける」を「蓋を付ける」に改め、同表階級章の部階級の款団長の項中「をつけ」を「を付け」に、「つける」を「付ける」に改め、同款副団長の項から団員の項までの規定中「つける」を「付ける」に改め、同表防寒衣の部地質の項を次のように改める。

色	濃紺色
---	-----

別表1の表作業服の部上衣の款地質の項を次のように改める。

色	青色（図中白色部分）及び橙色（図中網掛け部分）
---	-------------------------

別表1の表作業服の部上衣の款製式の項中「ふたをつけ」を「蓋を付け」に、「とめる」を「留める」に改め、同部ズボンの款地質の項中「地質」を「色」に改め、同款製式の項中「つける」を「付ける」に改め、同表雨衣の部製式の項中「折り襟式」を「、折り襟式」に、「ファスナー」を「、ファスナー」に、「とめる」を「留める」に、「つけ」を「付け」に、「長ズボン」を「、長ズボン」に改め、同表防火帽の部保安帽の款製式の項中「震動」を「振動」に、「つける」を「付ける」に、「ひさしをつけ」を「ひさしを付け」に改め、同部しころの款地質の項中「又は石綿混紡の織物」を削り、同表防火衣の部製式の項中「つけふたをつける」を「付け、蓋を付ける」に改め、同表保安帽の部を次のように改める。

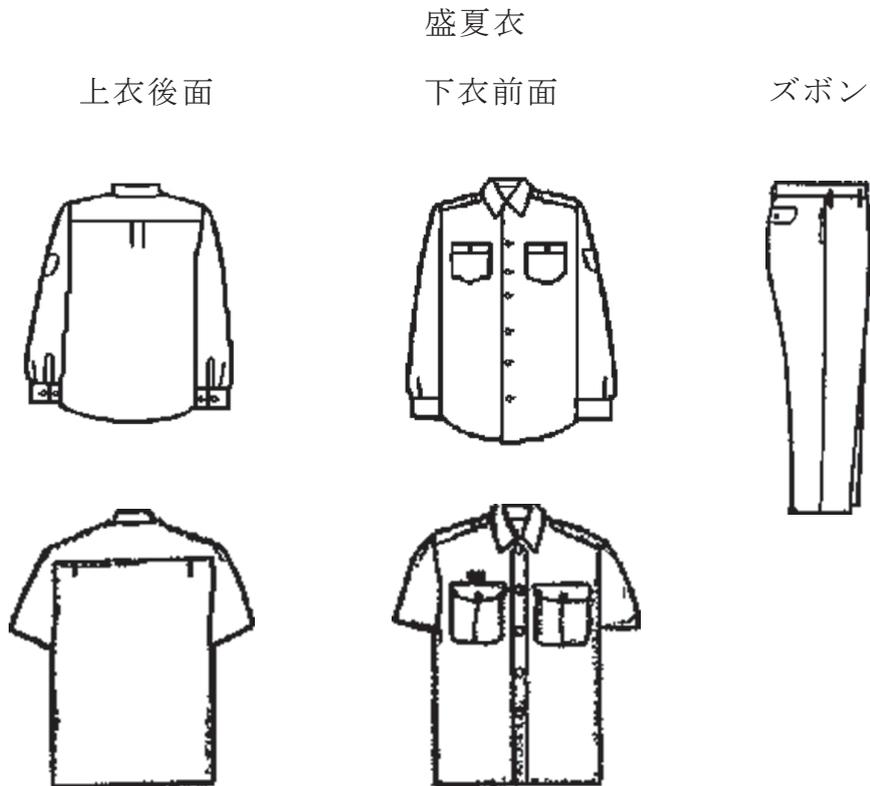
安全 帽	地質	白色の強化合成樹脂又は堅ろうな材質とする。
	製式	MP型とし、内部に頭部の振動を防ぐほか、大きさを調整する装置を付ける。 あごひもは、合成繊維とする。

		形状は、図のとおりとする。
	き章	金色の消防団章のシール貼付けとする。 形状は、図のとおりとする。
	周章	帽の腰まわりに1条ないし3条の赤色の反射線を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表1の表くつの項中「くつ」を「靴」に、「黒革」を「黒」に改め、同表バンドの部甲種衣用の項中「つける」を「付ける」に改め、同部盛夏衣用の項を次のように改める。

盛夏衣用	甲種衣用と同様とする。
------	-------------

別表1の表防寒衣の図及び襟章の図を削り、同表盛夏衣の図を次のように改める。

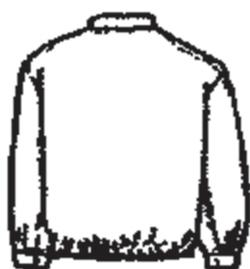


別表1の表階級章の図の次に次のように加える。

防寒衣

後面

前面



別表 1 の表作業服の図を次のように改める。

作業服

上衣

ズボン

前面

後面

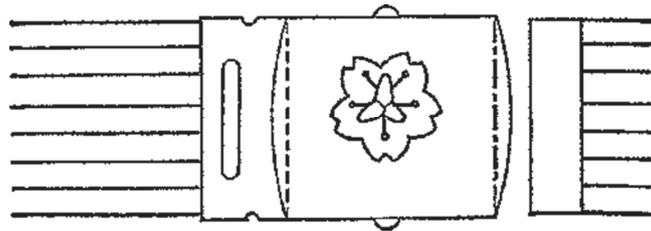


別表 1 の表バンドの図を削り、同表保安帽の図中「保安帽」を「安全帽」に改め、同図の次に次のように加える。

周章

階 級	周 章
団 長	
副 団 長	
分 団 長 副分団長	
部 長 班 長	
団 員	

バンド



別表 2 の表帽の部地質の項を次のように改める。

色	紺
---	---

別表 2 の表帽の部製式の項中「地質と同じもの」を「、合成繊維又は綿混紡の織物」に、「図」を「、図」に改め、同表略帽の部地質の項中「地質」を「色」に改め、同表甲種衣の部地質の項中「地質」を「色」に改め、同部製式の款前面の項を次のように改める。

前面	消防団き章を付けた銀色ボタン 2 個を 1 列に付ける。 形状は、図のとおりとする。
----	---

別表 2 の表製式の款後面の項中「すそ」を「裾」に、「とおり」を「とおりとする」に改め、同表スカートの部地質の項中「地質」を「色」に改

め、同表盛夏上衣の部地質の項を次のように改める。

色	白
---	---

別表2の表盛夏上衣の部製式の款前面の項中「つける」を「付ける」に、「ふたをつけ」を「蓋を付け」に、「とめる」を「留める」に改め、同款肩章の項中「とめる」を「留める」に改め、同表盛夏ズボンの部地質の項中「地質」を「色」に改め、同表作業服の部上衣の款地質の項及び同部ズボンの款地質の項中「地質」を「色」に改め、同表帽の図を次のように改める。

帽

側面



前面



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則及び伊勢市租
税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和5年8月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第54号

伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則及び伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（平成17年伊勢市規則第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第5号イ及び第7号イ並びに第68条の69第3項第7号イ」を「並びに第63条第3項第5号イ及び第7号イ」に改める。

第2条第2項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改める。

第10条第1項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改める。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">優良宅地認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住所 申請者 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;"> 租税特別措置法 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;"> 第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ </td> </tr> </table> の規定に基づき、優良な宅地の供給 </p> <p style="margin: 10px 0;">に寄与するものであることの認定を申請します。</p>		第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ
第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ		
造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	2 宅地造成区域に含む都市計画区域の名称	
	3 宅地造成区域の面積	m ²
	4 宅地の用途	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 その他必要な事項	
※ 受付番号		
※ 認定番号		

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「7 その他必要な事項」の欄には、他の法令等による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハの規定に基づくものでない場合には、造成宅地の概要欄中「2 宅地造成区域に含む都市計画区域の名称」については、記載しないこと。

様式第2号（第2条関係）

<p>優良宅地認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p>租税特別措置法（第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第7号イ）の規定に基づき、優良な宅地の供給 に寄与するものであることの認定を申請します。</p>		
造成 宅地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	2 宅地造成区域に含む都市計画区域の名称	
	3 宅地造成区域の面積	m ²
	4 宅地の用途	
	5 工事完了年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
※ 受付番号		
※ 認定番号		

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「6 その他必要な事項」の欄には、他の法令等による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

優 良 宅 地 認 定 書

第 号
年 月 日

伊勢市長



下記の宅地の造成は、租税特別措置法（第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ）に規定する優良

な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証します。

記

- 1 認定番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 3 認定を受けた者の住所及び氏名

様式第4号（第6条関係）

優良宅地適合証明申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
申請者
氏 名

租税特別措置法 $\left(\begin{array}{l} \text{第28条の4第3項第5号イ} \\ \text{第31条の2第2項第14号ハ} \\ \text{第62条の3第4項第14号ハ} \\ \text{第63条第3項第5号イ} \end{array} \right)$ の規定に基づき、年 月 日

付け認定番号第 号の宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

備考 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

様式第5号（第6条関係）

優良宅地適合証明書

第 号
年 月 日

伊勢市長



下記の宅地造成は、 年 月 日付け 第 号をもって認定した
内容に適合していることを証明します。

記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 証明を受けた者の住所及び氏名

様式第6号（第7条関係）

優良宅地適合証明書

第 号
年 月 日

伊勢市長



下記の宅地造成は、租税特別措置法〔第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ〕に規定する優良な
宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証します。

記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 証明を受けた者の住所及び氏名

様式第7号（第8条関係）

宅地造成工事廃止届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
届出者
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた宅地の造成に関する工事については、下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

- 1 宅地の造成に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の面積

様式第8号（第9条関係）

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
届出者（継承人）
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた宅地の造成については、下記のとおり認定に基づく地位の承継したので、届け出ます。

記

- 1 承継年月日 年 月 日
- 2 被承継人の住所及び氏名
- 3 承継の原因

様式第9号（第10条関係）

<p>優良宅地認定申請書 (土地区画整理事業)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p>租税特別措置法（第28条の4第3項第5号イ又は第7号イ 第63条第3項第5号イ又は第7号イ）の規定に基づき、優良な 宅地の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p>		
造成 宅地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	2 宅地造成区域に含む都市計画区域の名称	
	3 宅地造成区域の面積	m ²
	4 宅地の用途	
	5 工事完了年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
※ 受付番号		
※ 認定番号		

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「6 その他必要な事項」の欄には、他の法令等による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

様式第10号（第10条関係）

優良宅地適合証明書
（土地区画整理事業）

第 号
年 月 日

伊勢市長



下記の宅地の造成は、租税特別措置法（第28条の4第3項第5号イ又は第7号イ
第63条第3項第5号イ又は第7号イ）に
規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証します。

記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 3 証明を受けた者の住所及び氏名

(伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成17年伊勢市規則第143号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第6号及び第7号ロ並びに第68条の69第3項第7号ロ」を「並びに第63条第3項第6号及び第7号ロ」に改める。

第2条第1項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

第3条第1項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第3条関係）

<p style="margin: 0;">優良住宅認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住所 申請者 氏名</p> <p style="margin: 0;"> 租税特別措置法 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;"> 第28条の4第3項第6号又は第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号又は第7号ロ </td> </tr> </table> の規定に基づき、優良な </p> <p style="margin: 0;">住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。</p>		第28条の4第3項第6号又は第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号又は第7号ロ
第28条の4第3項第6号又は第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号又は第7号ロ		
住宅新築事業の概要	1 新築住宅の所在地及び名称	
	2 新築住宅の戸数	戸（総戸数 戸）
	3 住宅の床面積	㎡
	4 住宅の敷地面積	㎡
	5 住宅の構造	
	6 住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）	万円／3.3㎡
	7 都市計画区域の名称	
	8 中高層耐火共同住宅の階数	
摘要		
※受付番号		
※認定番号		

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区画区分された一の部分である場合にあっては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙1に記載し、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には、当該一棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。また、「2 新築住宅の総戸数」の欄のうち「総戸数」の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。
- 3 「5 住宅の構造」の欄には、耐火、簡易耐火及びその他の区分を記載すること。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」への記載は、必要ない。また、当該各号ニの規定に基づくものであっても中高層耐火共同住宅の申請でない場合は、「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。

- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」の欄への記載は、必要はない。
- 6 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。
- 7 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。
- 8 住宅が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第2号様式の副本に規定する高床式住宅である場合にあっては、床下部分以外の部分の面積を「3 住宅の床面積」及び別紙2の「住宅床面積」の欄に記載すること。
- 9 「6 住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」の（ ）内については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については、別紙2の「住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」の（ ）内について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

別紙 1

番号	床 面 積				
	専有部分の床面積		共用部分の 床 面 積	計	備 考
	居住の用に供 する部分の床 面積	居住の用に供 する部分以外 の部分の床面 積			
	m ²	m ²	m ²	m ²	
計	m ²	m ²	m ²	m ²	

備考

- 1 居住の用に供する部分以外の部分とは、店舗、事務所等をいう。
- 2 共用部分の床面積とは、階段、廊下、居住者の駐車場等をいう。

別紙2

住宅番号	住宅の所在地	住宅の 戸数	住宅の 床面積 m ²	住宅の 敷地面積 m ²	住宅の 構造	住宅の建築費 〔消費税抜き〕 〔消費税込み〕
		戸	m ²	m ²		万円/3.3m ²
計		戸	m ²	m ²		

備考 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、それぞれの住宅について別紙1に記載し、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

優良住宅認定証

第 号
年 月 日

伊勢市長



下記の住宅の新築は、租税特別措置法（第28条の4第3項第6号又は第7号口、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第7号口）に規定

する優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定したことを証します。

記

- 1 認定番号 年 月 日 第 号
- 2 新築住宅の所在地名称
- 3 住宅の敷地の地番
- 4 住宅の床面積 m²
- 5 認定を受けた者の住所及び氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第55号

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員服制規則（平成17年伊勢市規則第168号）の一部を次のように改正する。

別表1の表防寒衣の部色の項中「濃紺色」の次に「又は黒色（図中黒色部分）及び橙色（図中網掛け部分）」を加え、同部製式の項を次のように改める。

製式	立ち襟長袖とし、襟部及び裏地は、防寒に適する縫製加工を施す。 背面に「伊勢市消防団」と白色で表示する。 ファスナー及びボタンを付ける。 胸部及び背面に反射帯を付ける。 形状は、図のとおりとする。
----	---

別表1の表防寒衣の図を次のように改める。

防寒衣

後面



前面



附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の伊勢市消防団員服制規則の規定による防寒衣

については、当分の間、これを使用することができる。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月16日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第7号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成24年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「(様式第3号)」の次に「、奨学金借用証書（様式第3号の2）」を加える。

第7条を次のように改める。

（借用証書の再提出）

第7条 被貸与者は、条例第9条第1項の規定により奨学金の貸与を休止されたときは、同項に規定する休学等の期間を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の末日までに、奨学金借用証書（再提出用）（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により奨学金借用証書（再提出用）が提出されたときは、既に提出されている奨学金借用証書（過去に奨学金の貸与を休止したことにより奨学金借用証書（再提出用）が提出されている場合には、これを含む。）を破棄しなければならない。

第15条第4項中「死亡が」を削る。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

奨学金借用証書

印紙

金 _____ 円也

上記金額を市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例に基づき、下記により借用します。

記

1 借用要領

- (1) _____年4月から _____年 _____月までの間に計 _____円を借用する。
 医師の場合 大学1年生から大学4年生まで 月額150,000円
 (大学に入学した日の属する月にあつては、450,000円)
 大学5年生及び大学6年生 月額250,000円
 看護師の場合 月額70,000円

- (2) 市立伊勢総合病院が貸与の決定を取り消したときは、既に貸与を受けた金額相当額をこの借用証書により借用したものとする。
 (3) 貸与の休止後、再度貸与を受ける際には、新たに借用証書を取り交わすこととする。
 (4) 奨学金の貸与は、毎月10日とする。ただし、当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後のこれらの日以外の日とする。

2 返済要領

- (1) この借用金額については、返還免除の規定に則さない場合、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例第12条に定められた期日より、返済することとする。
 (2) 返還方法については、返済開始月の1箇月前までに、市立伊勢総合病院へ届け出ることとする。

3 その他

- (1) 上記のほか、ここに定めのない事項については、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程並びに伊勢市病院事業管理者の定めるところによる。

年 _____ 月 _____ 日

被貸与者
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)

連帯保証人
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)

連帯保証人
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

様式第7号を次のように改める。

奨学金借用証書（再提出用）

印紙

金 _____ 円也

上記金額を市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例に基づき、下記により借用します。

記

1 借用要領

(1) (年4月から 年 月まで)
(年 月から 年 月まで) の間に計 _____ 円を借用する。

医師の場合 大学1年生から大学4年生まで 月額150,000円
(大学に入学した日の属する月にあつては、450,000円)
大学5年生及び大学6年生 月額250,000円

看護師の場合 月額70,000円

- (2) 市立伊勢総合病院が貸与の決定を取り消したときは、既に貸与を受けた金額相当額をこの借用証書により借用したものとする。
- (3) 貸与の休止後、再度貸与を受ける際には、新たに借用証書を取り交わすこととする。
- (4) 奨学金の貸与は、毎月10日とする。ただし、当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後のこれらの日以外の日とする。

2 返済要領

- (1) この借用金額については、返還免除の規定に則さない場合、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例第12条に定められた期日により、返済することとする。
- (2) 返還方法については、返済開始月の1箇月前までに、市立伊勢総合病院へ届け出ることとする。

3 その他

- (1) 上記のほか、ここに定めのない事項については、市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例及び市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程並びに伊勢市病院事業管理者の定めるところによる。

年 月 日

被貸与者

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 _____ (印)

(宛先) 伊勢市病院事業管理者

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る奨学金の貸与から適用し、同日前の申請に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 153 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 7 月 20 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	14 台
〃	令和 5 年 7 月 20 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	11 台
〃	令和 5 年 7 月 20 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	11 台
〃	令和 5 年 8 月 1 日 午後 3 時	自転車等放置禁止区域 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	3 台
計			39 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 154 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 8 月 15 日 午後 3 時	伊勢市御菌総合支所東側 職員通用口前	1 台

- 2 保管場所

御菌総合支所 (伊勢市御菌町長屋1221番地)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

伊勢市御薊総合支所生活福祉課

電話番号 0596-22-0235

伊勢市公告第 47 号

不動産等の最高価申込者決定の公告

令和 5 年伊勢市公告第 39 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

売却区分番号	S 5 - 1
公売財産の表示	(土地の表示) 1 所在 伊勢市常磐 1 丁目 地番 1250 番 地目 宅地 地積 106.03 m ² (建物の表示) 2 所在 伊勢市常磐町 535 番地 家屋番号 535 番の 2 種類 居宅・物置 構造 木造瓦・スレート葺 2 階建 床面積 1 階 72.95 m ² 2 階 19.83 m ²
最高価申込価額	3,001,000 円
最高価申込者の	株式会社 ハウスセット

氏名又は名称	
最高価申込者の 決定年月日	令和5年8月14日（月）
売却決定の日時	令和5年9月4日（月）13時00分
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課

伊勢市公告第 48 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 49 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略